日調連発第２６２号
平成２５年１１月２２日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（参考送付）

この度、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

糟屋郡新宮町（福岡県）　　平成２６年２月１日から

別添1

福調発第５５０号
平成２５年１１月２０日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　林　　千　年　殿

福岡県土地家屋調査士会
会　長　草　賀　裕　一　㊞

本人通知制度の導入について（お知らせ）

平素より、本会の会務運営につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記制度が福岡県糟屋郡新宮町において、平成２６年２月１日より別紙のとおり導入される旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

以上

別添2

25 新 住 128 号
平成 25 年 11 月 19 日

福岡県弁護士会長　様
福岡県司法書士会長　様
福岡県土地家屋調査士会長　様
九州北部税理士会長　様
福岡県社会保険労務士会長　様
日本弁理士会長　様
日本海事代理士会長　様
福岡県行政書士会長　様

福岡県糟屋郡新宮町長　長 崎　武 利

本人通知制度の導入について（お知らせ）

日頃より、戸籍・住民基本台帳事務の円滑な運営につきましては、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本町では、平成 26 年２月１日から住民票の写し等の第三者交付及び不正取得に係る本人通知制度を始めます。これは、住民票の写し等の第三者交付と不正取得があった場合に、そのことを早期に知らせて被害を最小限にとどめることや、不正請求を抑制することを目指した制度です。

なお、本人通知制度の概要は別紙のとおりですが、本制度は法令等に基づくものではなく、新宮町が要綱等を定めて実施するもので、制度の詳細につきましては下記までお問い合わせください。

また、これまでも統一請求用紙の使用目的欄への具体的な記載や、統一請求用紙の適切な保管管理について、厳正な制度運用にご協力いただいていることと思いますが、新宮町におきましても、個人情報の厳格な取り扱いに努めて参りますので、引き続きご協力いただきますよう、再度所属会員に周知をお願いします。

☆問い合わせ先☆
福岡県糟屋郡新宮町役場 住民課 戸籍住民係
☎092-962-0231（代表）
☎092-963-1733（住民課直通）

福岡県 土地家屋調査士会 25.11.20 受付
0863

新宮町住民票の写し等の第三者交付及び不正取得に係る本人通知制度について

制度の概要

①住民基本台帳法又は戸籍法の規定に基づいて住民票の写し等を第三者に交付した場合事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知すること

②不正取得の事実が明らかになった場合に本人に通知をすること（事前登録不要）

通知対象の住民票の写し等

- 住民票（消除及び改製されたものを含む）の写し
- 住民票に記載をした事項に関する証明書
- 戸籍の附票（消除及び改製されたものを含む）
- 戸籍全部事項証明書（除かれたものを含む）
- 戸籍個人事項証明書（除かれたものを含む）
- 戸籍一部事項証明書（除かれたものを含む）
- 戸籍謄・抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む）
- 戸籍記載事項証明書（除かれたもの及び改製されたものを含む）

第三者の範囲

- 本人の委任を受けた代理人
- 正当な理由により住民票の写し等を必要とする者（住民票等の写しにあっては、本人と同一世帯に属する者、戸籍に関する証明等にあっては配偶者及び直系尊卑属を除く）

事前登録

- 本人又は代理人による申請を含めて本人確認のうえ窓口で登録申請を受け付ける（疾病等やむを得ない理由がある場合は郵便による登録申請を受け付ける）
- 登録期間　３年（必要に応じて更新申請）

通知内容

交付した年月日、種類、通数

※交付を受けた第三者の氏名等の情報は、情報開示請求により開示する

不正取得の判断

- 新宮町が不正取得の事実を確認し、警察に告発したとき
- 不正取得をした者に対する刑罰が確定したとき

不正請求に関する資料提供等

本人又は法定代理人の申請に基づき資料を提供

平成26年 2月1日から

住民票の写し等の第三者交付及び不正取得に係る



本人通知制度

が始まります!!

事前登録者のみにお知らせ

住民票や戸籍を代理人など第三者に交付した際に、そのことを通知する制度です。

第三者への交付を本人に通知することで、不正な請求を抑制することが期待でき、万が一、不正に住民票などを取られてしまった時も早期発見が可能になります。

この制度を利用するには、**本人からの事前登録が必要**です。
(事前登録についての詳細は下記へお問い合わせください)

事前登録は
平成26年1月6日から
受付開始!

※第三者による証明書の取得を禁止する制度ではありませんので、ご注意ください。

該当者全員にお知らせ

第三者が取得した住民票や戸籍が

1. 不正に使用されたことが明らかになったとき
2. その請求理由が偽りであったことが明らかになったとき

上記の場合に、**登録の有無に関わらず該当者全員**に不正請求があったことを通知する制度です。

※新宮町が不正取得の事実を確認し警察に告発したとき、または不正取得をした者に対する刑罰が確定したときに通知を行います。

第三者とは…?

第三者とは、本人からの委任状を持った代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、義務履行･権利行使などの理由があり、その身分を証明して申請をする人のことです。

資格のない人に勝手に住民票などを交付することはありません。



新宮町役場

〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜一丁目1番1号

問い合わせ先：住民課 戸籍住民係

TEL：092-963-1733（直通）

新宮町ホームページ http://www.town.shingu.fukuoka.jp/

登録ができる人 （第3条関係）

新宮町に住民登録がある人（過去にあった人も含む。）
新宮町に本籍がある人（過去にあった人も含む。）
※現在、日本国内に居住している人に限ります。

事前登録手続きに必要なもの （第4条関係）

●事前登録申込書・・・役場住民課戸籍住民係窓口、新宮町ホームページから入手できます。
　○事前登録する本人の場合・・・本人確認書類（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど官公庁が発行した写真入りのもの。）
　　※写真入りの本人確認書類をお持ちでない場合は、事前におたずねください。
　○代理人（登録する人から委任を受けた人）の場合・・・委任状、委任者の本人確認書類（コピー可）、代理人の本人確認書類
　○法定代理人（未成年の保護者や成年後見人）の場合・・・法定代理人であることがわかる書類
※町外在住、疾病などやむを得ない理由で窓口に来ることができない場合は、郵送での手続きも受け付けます。

通知の対象とならない請求 （第7条関係）

事前登録があってもすべての請求に対して通知をするというわけではありません。以下の場合は通知の対象外となります。

1. 本人または同じ住民票に記載されている人からの住民票の写しの請求
2. 本人または同じ戸籍に記載されている人、直系の親族からの戸籍関係証明書の請求
   （直系の親族とは、本人からみて父母、祖父母、子、孫などで、養子縁組をした養親、養子も含む。）
3. 国または地方公共団体からの請求
4. 弁護士・司法書士などの特定事務受任者が、裁判・訴訟手続きや紛争処理手続きについての代理事務に使用するための請求
5. その他、町長が特別な事情があると判断した請求

お知らせする内容 （第7条関係）

1. 証明書を交付した年月日
2. 交付した証明書の種類及び数量

希望する人は新宮町個人情報保護条例に基づき開示請求を行うことで、更に詳しい内容を得ることができますが、開示できる情報には限りがあります。

登録期間 （第5条関係）

登録日から3年を経過した日の属する月の最終日まで
　例）平成26年2月3日登録の場合、平成29年2月28日まで）
※ただし、法定代理人が申請した未成年者の登録の場合で、上記の期間を満了する前に成人に達するときは、20歳の誕生日まで
※期間満了日の2ヶ月前から再登録の手続きができます。

登録内容の変更・廃止の届出 （第6条関係）

事前登録申請書の内容に変更があった場合や、登録を中止したい場合は再度手続きが必要です。